

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続（以下、「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和6年（2024年）4月8日

北海道知事 鈴木 直道

## 1 公募型プロポーザル方式に付す事項

### (1) 業務名

フライ&クルーズ利用促進事業委託業務

### (2) 業務の目的

道外在住者が道内港湾発着のクルーズ船に乗船することを目的に、道外空港から丘珠空港までの航空便を利用し、道内港湾からクルーズ船に乗船する「フライ&クルーズ」の旅の魅力をSNSで発信、PRすることにより、道内空港への航空便及び道内空港の利用拡大を図るとともに、クルーズ船の利用促進を図る。

### (3) 業務の内容

道外在住者に対し、道外空港から丘珠空港までの航空便を利用し、道内港湾からクルーズ船に乗船する「フライ&クルーズ」の旅の魅力をSNSで発信、PRするため、以下①から⑤の事業を通じて、効果的な事業の実施を行う。

#### ①フライ&クルーズのPR

道外空港から丘珠空港までの航空便を利用し、クルーズ船に乗船し、寄港地で観光するFAMツアーを実施し、インフルエンサーからSNSを活用した「フライ&クルーズ」の旅の魅力を発信、PRする。

##### ア FAMツアー工程

- ・ 1日目 FDA・名古屋小牧空港－丘珠空港便を利用  
クルーズ乗船まで小樽観光（半日）  
◇クルーズ1日目（小樽発）  
小樽港よりクルーズ船（にっぽん丸）3泊4日に乗船  
※飛んでクルーズ北海道Eコース（9/9～9/12）  
乗船予定2名 ①デラックスベランダ 1名（インフルエンサー）  
②スタンダードステート 1名（受託社担当）
- ・ 2日目 ◇クルーズ2日目（利尻島） ※エクスカージョン
- ・ 3日目 ◇クルーズ3日目（羅臼） ※エクスカージョン
- ・ 4日目 ◇クルーズ4日目（小樽着）  
下船後、観光（札幌市内）＋札幌後泊
- ・ 5日目 FDA・丘珠便－名古屋小牧

※インフルエンサーの居住地により、前日名古屋市内泊を想定

（【道直営】道は、商船三井クルーズ(株)と乗船コース及び客室の確保について、事前調整を行う。）

##### イ インフルエンサー要件等

- ・ インフルエンサーについては、PR効果が最大限期待できる人選とすること。  
（フォロワー数10万人程度、クルーズ船の客層を考慮など）
- ・ SNS投稿等でのPR（航空機、クルーズ船の利用関係は必須）

#### ②二次交通実証実験

丘珠空港と小樽市（港）間の二次交通に係る利便性向上のため、丘珠空港から小樽市（小樽港）までを直行バスで移動する実証実験を行う。

##### ア 開催場所・開催回数

丘珠空港（発）・小樽市（着）間、片道1回（無料バス）

※乗車は、FDA対象便のほか、丘珠空港利用者を基本とする。（航空チケット等で確認）

イ 利用者アンケート

利用者にアンケートを実施

③ポスター・チラシの作成

丘珠空港の利用（FDA・名古屋小牧、松本、静岡等）及び道内発着クルーズ船利用促進に係るポスター、チラシの作成印刷を行う。（7月上旬までに作成）

ア フライ&クルーズ促進に係るポスター・チラシ

イ 上記アに関連し、当日、二次交通実証実験に向けたバス乗車PRに係るチラシ

（【道直営】道は、ポスター・チラシの配布先への送付を道負担により行う。）

④効果測定

上記①②③に係る効果測定を行う。

例1：フライ&クルーズ（丘珠空港利用、道内発着クルーズ船）に係るSNSでのPRの結果、実施前と実施後におけるインフルエンサーのSNS閲覧状況の調査やコメントの把握などにより、実施前と実施後における、フライ&クルーズ（丘珠空港利用、道内発着クルーズ船）に関する認知度や理解などについて、事業の実施内容とその結果に関して把握できるデータのこと。

例2：二次交通検証のバス乗車の方への航空機、二次交通の利用状況及び二次交通充実に向けた意向等についてのアンケート調査など、事業の実施内容とその結果に関して把握できるデータのこと。

⑤報告書作成及び委託成果品

ア 上記（1）から（4）までの実施結果を取りまとめ、報告書を作成する。また、撮影した写真データなどの委託成果についてもデータにより納品すること。なお、別途、道のHPなどで自由に活用できるように、権利関係を道に帰属させるなど、整理のこと。

イ 報告書は、紙媒体（A4判）で2部、電子媒体（CD-RまたはDVD-R）で正副2部とする

（4）履行期限（契約期間）

契約締結日から令和6年（2024年）10月31日（木）まで

（5）納入場所（履行場所）

北海道総合政策部航空港湾局航空課

## 2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な条件

（1）複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）単独法人又は法人以外の団体であること。

（2）コンソーシアムの構成員、単独法人又は法人以外の団体は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本社若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合も含む）を有する法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。なお、コンソーシアムの場合は、半数以上の構成員の本社又は事業所が道内に所在し、代表となる構成員の本社又は事業所が道内に所在すること。

イ 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）

第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団員関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

(イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

(ウ) 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く）

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

(3) その他必要と認められる要件

### 3 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道総合政策部航空港湾局航空課（担当：原）

(2) 所在地 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目（道庁4階）

(3) 電話番号 011-231-4111（内線23-870）  
011-204-5556（直通）

### 4 参加表明書の提出期限、場所及び方法

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次のアからウまでに定めるところにより参加表明書を提出し、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を受けなければならない。

ア 提出期限

令和6年（2024年）4月22日（月）15:00（必着）

イ 提出方法

持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）とする。

持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、平日の8:45から17:00まで。

ウ 提出場所

3に同じ

(2) 審査を行ったときは、審査結果を文書で通知する。

### 5 企画提案説明書等の交付期間及び方法

(1) 交付期間

令和6年（2024年）4月8日（月）から4月22日（月）まで

なお、3における交付時間は、8:45から17:30まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

(2) 交付場所

3に同じ

(3) 交付方法

3で交付する。なお、北海道のホームページでダウンロードすることができる。

（ホームページのURL）別途記載

### 6 企画提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 4の審査により参加資格を有すると認められる者には、企画提案書の提出要請を行う。

(2) 前項(1)の提出要請を受けた者は、次のアからウまでに定めるところにより企画提案書の提出を行うことができる。

ア 提出期限

令和6年（2024）年5月9日（木）15:00（必着）

## イ 提出方法

持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）とする。

持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、平日の8：45から17：30まで

## ウ 提出部数

8部

**7 提案の無効**

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

**8 最良の提案をした者の選定**

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書を評価し、最良の提案をした者（以下、「特定者」という。）を選定する。

**9 契約手続き**

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途道の財務会計関係法令の規定により契約手続きを行う。

**10 その他**

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否

要

(3) プロポーザル審査会（ヒアリング）に関する説明

提出された企画提案書の内容についてヒアリング審査を行う。

ただし、企画提案書の提出件数が10件を超えた場合には、事前に書類選考を行い概ね10件程度のヒアリング審査参加者を選定する。

(4) 無効となる参加表明書又は企画提案書

ア 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。

イ 企画提案書作成要領に指定する作成様式及び作成上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

オ 虚偽の内容が記載されているもの。

(5) 企画提案参加者及び企画提案の非選定通知

企画提案参加者として選定されなかった者及び企画提案内容を選定されなかった者に対してその旨を書面により通知する。

(6) その他

ア 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。

イ 企画提案書のヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は無効とする。

ウ 審査結果及び特定者は公表する。

エ 詳細は、企画提案説明書等による。